

において科学技術検討委員会の翌年の主な任務を規定することを、常設委員会に対し求める。

9. 生物多様性条約の科学上および技術上の助言に関する補助機関 (SBSTTA) や、他の環境関連条約に助言を与える同様の機関と緊密な関係を築くよう、科学技術検討委員会に対し奨励する。

10. 第6回締約国会議を終えてから第7回会議を終えるまでの間の科学技術検討委員会の正式メンバーと代理メンバーは、1995年9月ブリスベンで行われた第16回常設委員会のために提出された締約国による提案に基づき、常設委員会によって勧告された人々に委ねられることが決定した。各メンバーは以下の通りである。

正式メンバー

アフリカ:	ヤー・ンティアモア＝ベドゥ女史(ガーナ)
アジア:	菰田誠氏(日本)
東ヨーロッパ:	ミハリイ・ベグ氏(ハンガリー)
中南米:	ロベルト・シュラター氏(チリ)
北アメリカ:	アラン・スミス氏(カナダ)
オセアニア:	キース・トンプソン氏(ニュージーランド)
西ヨーロッパ:	フランソワ・ルトウルノー氏(フランス)

代理メンバー

アフリカ:	アブバカール・アウェス氏(ニジェール)
アジア:	C. L. トリサル氏(インド)
東ヨーロッパ:	ミクラス・リシキ氏(スロヴァキア)
中南米:	ピーター・ベーコン氏(トリニダード・トバゴ)
北アメリカ:	モウリシオ・セルバンテス＝アブレゴ氏(メキシコ)
オセアニア:	マックス・フィンレイソン氏(オーストラリア)
西ヨーロッパ:	パレ・ワード・エブセン氏(デンマーク)

決議VI. 8 事務局長に関わる事項

- 事務局の最高責任者である事務局長職を設置した第3回締約国会議(1987年、カナダのレジャイナで開催)の条約事務局に関わる決議を想起し、
- さらに事務局長の責務を規定した第4回締約国会議(1990年、スイスのモントルーで開催)の決議を重ねて想起し、
- ラムサール条約の法人格はIUCN(国際自然保護連合)により与えられている事実、さらにIUCNは条約に対し専門的知見のみならず多くの事務業務を提供している点を意識し、
- 財政や予算事項、人事管理、施設管理の権限委任はIUCNの事務総長より条約事務局長に与えられていることを記録し、
- 締約国に協力支援を行っているラムサール事務局に対する事務局長の指導的監督的役割を強調し、

締約国会議は、

- 条約の初代事務局長を務めたダニエル・ネイビッド氏の、過去15年にわたる当条約の発展に対するその多大な貢献に感謝の意を表し、
- ネイビッド氏の辞任後、事務局長代行の任命と新事務局長選任のための手続きを設定した常設委員会議長及び委員各位の行動を支持し、

決議

8. 円滑な移行を行うため、常設委員会議長であるルイス・ラコス女史(ハンガリー代表)の重要かつ効果的な個人的役割に感謝の意を表し、
9. 1995年1月より7月まで事務局長代行を務めたジェームス・マクエイグ氏の協力支援に特別な感謝の意を表し、
10. マクエイグ氏が事務局長代行として責務を果たす許可を与えたカナダ野生生物局の申し出を感謝を持って認識し、
11. 新事務局長選任に関し、IUCNがたいへん効率よく便宜を計ってくれたことへの感謝をここに記し
12. 新事務局長デルマー・ブラスコ氏を歓迎し、条約発展のための責務遂行に成功することを祈りつつ、その地位をここに承認する。

決議VI. 9 生物多様性条約との協力

1. 決議5. 1として採択された『釧路声明』の中の「ラムサール条約が生物多様性条約と緊密に活動し、湿地の生物多様性保全に主導的な役割を果たすのは自然なことである」という言葉、そして2つの条約の事務局の間で積極的な協力をするよう求めている点を想起し、
2. 湿地の多様性が地球規模の生物学的多様性の重要な要素であることを強調し、
3. 環境関連の条約の業務で協調をすることを促進することで、限られた資源を最大限に有効活用し、業務の重複を避ける必要性を最確認し、
4. 1996年1月19日に署名されたラムサール条約事務局と生物多様性条約事務局の協力のための覚え書きを歓迎し、
5. 湿地及び生物多様性両条約の締約国である国々が、条約の履行と両条約の締約国会議の際の姿勢を調整する傾向が強まりつつあることを賞賛とともにここに記録し、
6. 生物多様性条約の第2回締約国会議の「他の生物多様性関連の条約との協力」に関する決議II / 13が「それらの条約の管理機構および生物学的多様性に関連する国際的な法的機関が各々の次回会議において、当条約の目標・目的の履行のため貢献できる方法を検討する」と呼びかけていることを記録にとどめ、
7. ラムサール条約の1997-2002年戦略計画の行動7. 2. 3が、締約国、ラムサール事務局及びパートナー機関に対し「特に国家生物多様性戦略の中に湿地関連の項目を含めること、そして湿地に関連するプロジェクトの計画と実施について、生物多様性条約との協力・協調を強めること」を求めていることに言及し、
8. 今回の会議の分科会Cでの湿地及び生物多様性両条約の間の協力に関する討議を考慮に入れ、
締約国会議は、
9. ラムサール事務局にその業務計画の中で、生物多様性条約事務局との間で署名された協力のための覚え書きの履行に高い優先順位を与えることを求める。
10. 生物多様性条約の要求事項に応じ国家レベルで策定される計画、プログラムあるいは戦略、そして特別なプロジェクトの中に、湿地の生物多様性についての項目が含まれるよう確保して、生物多様性条約の目標達成に積極的に貢献するよう、各締約国のラムサール条約担当省庁に奨励する。